

令和8年度 第1回認知症初期集中支援チーム検討委員会議事録

1 開催日 令和8年7月9日（木）午後2時55分～3時25分

2 開催場所 市役所本庁舎302・303会議室

3 出席者

〈委員〉 野澤委員、紺谷委員、矢野委員、深原委員、稲田委員、永野委員、
道谷委員、片岡委員、阿部委員、田邊委員、新谷委員

〈ワーキング部会長〉

浦辻部会長（在宅支援ワーキング部会）

西野部会長（情報共有ワーキング部会）

稲田部会長（普及啓発ワーキング部会）

〈事務局〉 菅原福祉保健部長、藤井射水市民病院看護部長、菓子福祉保健部次
長、村中地域福祉課長、三浦健康推進課長、黒川介護保険課長、政
岡保険年金課長、長谷川地域共生推進班長、種村地域福祉課課長補
佐、坂本健康推進課課長補佐、大伴保険年金課主査、木谷地域福祉
課主査、寶田主任、平田社会福祉士

4 欠席者 宮城委員

5 議題（事務局説明項目）

（1）射水市認知症総合支援事業実績及び計画（案） （資料1）

（2）認知症対応の状況 （資料2）

6 質疑応答内容

委員： 認知機能検診は本人が自主的に受けるというよりも家族が受診させる
ことが多く、気軽に受けに来ている印象がある。認知症が疑われるが検
査を嫌がる場合は、「医師の検診」であることを伝えたとスムーズな受
診につながる人が多いと感じる。

この検査結果はすべて市に報告しているが、検査後のフォローがない
方もいるように思う。検査後は軽度認知機能障害（MC I）の段階でい
かに認知症を予防するかが重要であり、生活習慣病に気を付けること、
社会参加を無くさないようにすること、毎年検診を受けるように伝えて
はいるものの、今後の関わり方に迷うことがある。アルツハイマー型認
知症が疑われるが、現時点においてはMC I のレベルであると思われる
患者に関しては、ドネペジル（抗認知症薬）を処方し、少なくとも進行

しないように対応することもある。薬を処方することで定期的に状態を確認することにもつながっているように思う。

最近の印象として、以前は病院を受診した時点で中等度、高度の認知症の方が多かったが、最近はそういう人は少なく、認知症への知識がある程度広まっているのではないかと考えている。

また、最近では75歳以上の運転免許証の更新時に認知機能検査に引っかかり、診断書を求めて来院する方が多い。軽度でも中等度でも認知症と診断されると免許を返納しなければならない。家族の心配とは裏腹に、本人が頑なに免許返納を拒否するケースでは、県公安委員会からの認知機能検査の不合格通知が運転をやめるきっかけとして最も効果があるのではとも思っている。

事務局： MCIスクリーニング検査を受けた方には、地域包括支援センターが電話や訪問という形で事後フォローを行っている。生活習慣病の予防や社会参加の重要性を伝え、来年も認知機能検診を受けるように勧めていただいている。今後も地域包括支援センターの協力のもと、事後支援フォローに取り組んでいきたい。

委員： 射水市民病院では4月から3名の総合診療医が着任し、内科医が5人から8人となった。今後は在宅診療を含めた緩和ケアチームを立ち上げ、疼痛管理やACP（アドバンス・ケア・プランニング）に力を入れていきたい。緩和ケア認定看護師、認知症看護認定看護師による相談体制もあるので、基幹病院としての役割を果たしていきたい。

また、新たに緩和ケア病床を設け、家族も一緒に寝泊りできる環境を整えたところである。在宅での看取りが難しい場合は病院で過ごすことも可能になるので、ぜひご紹介いただきたい。

委員： 在宅医療・介護連携推進協議会で議題に挙がっていた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果」では、市民の本音を聞くことができ、行政として参考になる部分が多くあった。様々な情報提供や相談窓口体制を整えているつもりだったが、「知らない」「情報が足りない」という声が多かった。多機関との連携による情報の届け方を考えなければならないと思った。

今回は資料中に触れられてなかったが、「どこシルプラス事業」は本当に素晴らしい事業である。子どもたちに向けた認知症サポーター養成講座も、制度を知らない方への周知につながっていると思う。

委 員： 小中高校での認知症事業は素晴らしい。市全体の認知症に対する考え方が変わるのではないかと期待しているので、今後も継続していただきたい。

副 会 長： 在宅での看取りが増えていく中で、ケースの対応の質や中身を問われる部分が多く、重要なのは多職種連携であり、連携の質も重要になる。
また、「新しい認知症観」については自分自身が理解していない部分もあるので、反省すべきだと感じた。ケアマネジャーからの情報発信も必要だと思った。

令和8年度 第1回射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会 次第

日時 令和8年7月9日(木)

午後2時40分

(在宅医療・介護連携推進協議会終了後)

会場 市役所本庁舎3階 会議室302・303

1 開 会

2 議 題

(1) 射水市認知症総合支援事業実績及び計画(案) (資料1)

(2) 認知症対応の状況 (資料2)

3 閉 会

参考資料1 広報いみず(令和8年5月号4・5ページ)

参考資料2 ささえ隊メイトだより(令和8年6月発行)

参考資料3 いみず地域共生プラン-中間見直し版-概要版

参考資料4 射水市認知症施策推進計画(抜粋)

参考資料5 射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱

参考資料6 射水市認知症初期集中支援チーム設置要綱

参考資料7 認知症初期集中支援チーム員名簿

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
 ※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の 12 項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第 1 期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の 4 つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

認知症基本計画による 基本的施策		令和7年度 実施概要	
		事業内容	実績
1	認知症の人に関する 国民の理解の増進	(1) 認知症サポーター養成講座 ・個人向け、市職員向け、高校での認知症サポーター養成講座 ・事業所向け認知症サポーター養成講座 ・【拡充】小・中学校向け認知症サポーター養成講座 ・「認知症の人にやさしいお店」登録制度 ・認知症サポーターが身につける「オレンジちゃん缶バッジ」の普及	(1) 26回、延776人 ・事業所向け：アルビスいみずの小杉店、太閤山店、歌の森店、大島店 ・小・中学校向け：作道小学校5年生、堀岡小学校6年生、新湊南部中学校全学年・PTA・教職員 ・認知症の人にやさしいお店：登録118事業所
		(2) 世界アルツハイマーデー、認知症月間の機会を捉えた普及・啓発イベント ・図書館等での展示と啓発 ・県主催の普及啓発事業への協力 ・認知症の日イベント	(2) 企画展示と啓発 クロスベイ新湊、新湊図書館、射水市民病院、アルビスいみずの小杉店、アル・プラザ小杉、中央図書館、真生会富山病院、大門総合会館、アルビス大島店、大島コミュニティセンター ・認知症の日イベント(9/21アル・プラザ小杉)
		(3) 広報等による普及啓発 ・広報いみず 5・9月号特集記事 ・ケーブルテレビ「認知症オレンジちゃんねる」(隔月放送)	(3) 広報いみず5・9月号で特集記事を掲載 ケーブルテレビ「認知症オレンジちゃんねる」認知機能の低下を防ぐ生活習慣について寸劇等で啓発
		(4) 民間企業との認知症普及啓発活動 ・アランマーレ富山(株式会社プレステージ・インターナショナル)と認知症地域支援推進員、ささえ隊メイトによる活動 認知症に関する展示・認知症啓発ティッシュ等の配布、アランマーレ富山からSNSで発信。	(4) プレーオフのパブリックビューイング会場において、認知症に関する展示・認知症啓発ティッシュ等の配布を実施。アランマーレ富山からSNSで発信。
2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	(1) ひとこと声かけ体験会～安心して外歩きを楽しもう～の実施	(1) 8回 延153人
		(2) みまもり事業(どこシルプラス事業)の実施	(2) 登録者数65人、内25人廃止(年度末) みまもり隊(LINE登録者) 1,555人(年度末)
		(3) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の実施 【対象者】みまもり事業登録者のうち、要件に該当する加入希望者 【補償内容】補償額の上限 個人賠償1億円	(3) 加入者数 25人(年度末)
		(4) 地域の集いの場での認知症ミニ講座の実施	(4) 10回 延253人
		(5) ささえ隊メイト活動支援 【ささえ隊メイトの養成・研修】 ・認知症サポーターステップアップ講座の実施 ・ささえ隊メイト研修会 ・ささえ隊メイトが身につける「ささえ隊メイト缶バッジ」の普及 ・包括圏域ごとのささえ隊メイト交流会の開催 ・ささえ隊メイトだよりの発行	(5) ささえ隊メイト登録者 204人(年度末) ・認知症サポーターステップアップ講座 1回26人 ・ささえ隊メイト研修会 1回41人 内容：認知症世界の歩き方カレッジ ・メイト交流会 各包括1回 ・ささえ隊メイトだより 年1回発行
3	認知症の人の社会参加の機会の確保等	(1) 認知症カフェでのピアサポート活動の実施支援 【拡充】 (2) 認知症の人と家族が集う場「なごもっと」(認知症の人と家族への一体的支援事業)の開催 ・救急薬品市民交流プラザで開催、おてかけなごもっとの実施 ・地域包括支援センター全圏域において開催	(1) 9回(4会場) 152人 (2) 救急薬品市民交流プラザ：12回 認知症の本人 延36人、家族 延33人、ささえ隊メイト 延59人 ・地域包括支援センター：11回 認知症の本人 延34人、家族 延37人、ささえ隊メイト 延28人

認知症基本計画による 基本的施策		令和7年度 実施概要	
		事業内容	実績
4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	(1) 介護従事者に対する、認知症に関する研修会の開催	(1) 「射水市認知症初期集中支援事業」令和7年度射水市認知症セミナー：1回 43人 演題「小矢部市認知症初期集中支援チームの活動について」 講師：小矢部大家病院院長 渡辺多恵先生
		(2) 成年後見制度の利用促進 ・成年後見制度利用相談会（毎月第4水曜）	(2) 12回 20人
5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	(1) 認知症サポート医との連携強化 ・認知症初期集中支援チーム 個別支援 全体会議 (2) 射水市版認知症情報共有ツール及び多職種連携票の活用促進	(1) 認知症初期集中支援チーム 個別支援 3件 全体会議 1回 (2) 実施
6	組織体制の整備等	(1) 認知症カフェの開催	(1) 3-(1)再掲 9回(4会場) 152人
		(2) 認知症の人と家族が集う場「なごもっと」(認知症の人と家族への一体的支援事業)の機会確保	(2) 3-(2)再掲 救急薬品市民交流プラザ：12回 認知症の本人 延36人、家族 延33人、ささえ隊メイト 延59人 ・地域包括支援センター：11回 認知症の本人 延34人、家族 延37人、ささえ隊メイト 延28人
		(3) 「認知症の人にやさしいお店」登録制度との連携	(3) 1-(1)再掲 登録118事業所
		(4) 「いみずオレンジガイドブック(認知症ケアパス)」第7版の配布 (5) 市ホームページの内容更新 (6) 認知症疾患医療センターとの連携強化 (7) 若年性認知症相談・支援センターとの連携強化	(4)～(7) 実施
7	認知症の予防等	(1) 脳いきいき健康講座	(1) 11回、延179人
		(2) きららか射水100歳体操等高齢者の集いの場の拡充	(2) 158グループ
		(3) 認知機能検診、検診後の事後支援	(3) 認知機能検診 105人、検診後の事後支援 59人
		(4) 運転免許更新高齢者講習時に認知機能検診の案内チラシ配布	(4) 実施

小・中学校向け認知症サポーター養成講座

認知症施策推進基本計画において、児童・生徒や学校関係者が、「新しい認知症観」の実践的理解が深められるよう、学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進が掲げられました。

令和7年度は、4月に小・中学校の校長会で説明し、授業等で開催を検討していただくよう周知しました。

【令和7年度実績】作道小学校5年生 45名、堀岡小学校6年生 23名、新湊南部中学校1～3年生及び教職員、PTA 265名、新湊高校ボランティア部 19名、小杉高校 10名、大門高校 25名

認知症について正しい知識と理解をもち、認知症の人や家族をできる範囲で手助けしよう



ささえ隊メイトとの認知症普及啓発活動

ささえ隊メイトとは・・・

認知症サポーター養成講座を受講後、さらに認知症サポーターステップアップ講座を受講され、認知症の方とその家族に寄り添い、地域での認知症に関する活動に取り組んでおられる方です。

なごもっとや脳いきいき健康講座への参加・協力や地域の高齢者への声かけ、みまもりなどあいている時間で、できることを活動しています。

令和7年度は、6月にささえ隊メイトと認知症地域支援推進員が協力し、アランマーレ富山のパブリックビューイング会場で認知症普及啓発の活動を行い、認知症への理解を呼びかけました。

認知症の人や家族を温かい目でみまもり、理解を広めよう



認知症の人と家族への一体的支援事業「なごもっと」でおでかけなごもっとを実施

認知症の人と家族が安心して集い、出会い、つながり、話して和む場で、その日に集まった人でやりたい事を話し合って実施し、自由に話したり相談することができます。認知症地域支援推進員・ささえ隊メイトも参加し、気軽に相談でき地域とのつながりを継続できます。

令和7年度は、4月に認知症本人の声から、「おでかけなごもっと」を企画しました。自分たちの行きたいところや食べたいものなどやりたい事を計画して、バスに乗って楽しい時間を過ごしました。認知症の人と家族を支え、本人の思いを大切に丁寧に聴いていきます。

認知症になってからも出かけられる場を増やし、支えてくれる人とつながろう



認知症サポーター養成講座(小学校) 対象：小学5年、6年生



【講座を受けての感想】

- ・認知症の人に自分にもできることがあることが分かった。
- ・自分のおじいちゃん、おばあちゃんに講座のことを話したいと思った。
- ・認知症の人が困っていたらすすんで助けてあげようと思った。
- ・認知症の方だけではなく、困っている人の気持ちによりそって声かけをしたい。
- ・認知症はなおせないけど、行動心理症状は周りの人の助けがあればよくなると聞いたので助けてたい。

認知症サポーター 養成講座(中学校)

対象：中学1～3年生・教
職員・PTA



【講座を受けての感想】

- ・認知症に偏見があったが違うと理解したし、認知症の人への対処方法を知ることができた。
- ・認知症に自分もなるかもしれないので、他人事と思わず、自分事だと思って生活していきたい。
- ・認知症の家族がいるので役立てたい。
- ・認知症とは何かを知らない人も多いと思うので、広めていきたい。
- ・この講座を多くの人が受ければ、もっとみんなが住みやすくなると思った。
- ・講座で学んだことを周りの人達にも伝えて、認知症になった人が行方不明になったり亡くなったりする人を減らしたい。

認知症サポーター 養成講座(高校)

対象：高校2年生、ボラン
ティア部等



【講座を受けての感想】

- ・実際に認知症の人の動画をみて本当に感心した。心につきささった。
- ・誰にでもなりうる病気だからこそ、みんなで支え合いたい。
- ・講座で学んだことを忘れずに、認知症の方も家族もサポート出来たらよい。
- ・認知症の人たちは不安なこともたくさんあることがわかったので、日常的にほめられる、ほめるといったコミュニケーションをとることが大切だと学んだ。



ささえ隊メイトとの認知症普及啓発活動

オレンジでつながろう
～認知症のひとにやさしい
まち、いみずへ～



女子ハンドボールチームアランマーレ富山のパブリックビューイング会場にて認知症への理解を呼びかけました



なごもっと

認知症の人と家族への一体的支援事業
なごもっとで「おでかけなごもっと」を実施



・認知症地域支援推進員・ささえ隊メイトも参加し、気軽に相談でき地域とのつながりを継続できます。

・令和7年度は、4月に認知症本人の声から「おでかけなごもっと」を企画しました。

自分たちの行きたいところや食べたいものなどやりたい事を計画して、バスに乗って楽しい時間を過ごしました。

・認知症の人と家族を支え、本人の思いを大切に丁寧に聴いていきます。



令和8年度 射水市認知症総合支援事業 事業計画(案)

Ⅰ 認知症に対する理解促進・本人発信支援

(1) 認知症サポーター養成講座

- ア 個人向け、小・中・高校向け、事業所向け認知症サポーター養成講座の実施
- イ 「認知症の人にやさしいお店」登録制度
- ウ 認知症サポーターが身につける「オレンジちゃん缶バッジ」の普及

(2) ささえ隊メイト活動支援

- ア 認知症サポーターステップアップ講座(ささえ隊メイトの養成)・ささえ隊メイト研修会の実施
- イ 包括圏域ごとのささえ隊メイト交流会の開催
- ウ ささえ隊メイトだよりの発行、「ささえ隊メイト缶バッジ」の普及

(3) 認知症普及啓発の実施(新しい認知症観の普及)【拡充】

- ア 世界アルツハイマーデー、認知症月間
図書館等での展示と啓発、県主催の普及啓発事業への協力
- イ 民間企業との連携
アランマーレ富山(株式会社プレステージ・インターナショナル)と認知症地域支援推進員、ささえ隊メイトによる活動、認知症に関する展示、認知症啓発ティッシュの配布、アランマーレ富山から SNS で発信
- ウ 広報いみず 5・9 月号広報、ケーブルテレビ「認知症オレンジちゃんねる」(3か月毎放送)

(4) ひとこと声かけ体験会～安心して外歩きを楽しもう～の実施

認知症の知識、高齢者への声かけ体験、どこシル伝言板の操作方法等を学ぶ

2 認知症の人とその家族を支える取組の推進

(1) 認知症カフェの開催【拡充】

(2) 認知症の人と家族が集う場「なごもっと」(認知症の人と家族の一体的支援事業)の開催

- ア 救急薬品市民交流プラザで開催、おでかけなごもっとの実施(年12回)
- イ 地域包括支援センター全圏域において開催(随時)

(3) 「いみずオレンジガイドブック(認知症ケアパス)」第8版の配布、市ホームページの内容更新

(4) 介護従事者に対する、認知症に関する研修会の開催

(5) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用相談会(毎月第4水曜)年12回

(6) 認知症サポート医との連携強化

認知症初期集中支援チーム 個別支援、全体会議の開催

(7) 「認知症の人にやさしいお店」登録事業所との連携強化

ケーブルテレビ「認知症オレンジちゃんねる」で紹介

(8) みまもり事業（どこシルプラス事業）の実施

(9) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の実施

(10) 認知症疾患医療センター、若年性認知症相談・支援センターとの連携強化

3 認知症予防の推進

(1) 脳いきいき健康講座

(2) 地域の集いの場での認知症ミニ講座の実施

(3) きららか射水 100 歳体操等高齢者の集いの場の拡充

4 早期発見・早期対応を支える体制づくり

(1) 認知機能検診、検診後の事後支援

(2) 運転免許更新高齢者講習時に認知機能検診の案内チラシ配布

(3) 射水市版認知症情報共有ツール及び多職種連携票の活用促進

(4) 難聴と認知症に関する普及啓発【拡充】

ア 出前講座の開催、聞こえに関するチェックリストの作成・活用

イ 地域包括支援センター職員、ささえ隊メイトを対象とした難聴と認知症についての理解を深める研修会の開催

【認知症本人の声を記録しました】
令和6年度に認知症本人の何気ないひとことシートを作成
地域包括支援センターで本人の声を記録しています

本人発信支援



認知症本人の声を聴く → 本人の声を継続的に記録・蓄積・発信 → 本人の声を射水市の事業や取組につなげていく

【本人の思い】

- ・物忘れがあり、妻や他の人に迷惑をかけると思う
- ・まだ大丈夫
- ・介護のお世話になる段階ではない
- ・（同じ洋服を着ているが）亡くなった夫が買ってくれたものだから捨てられない

認知症の人や家族を温かい目でみまもり、理解を広めよう

- ★新しい認知症観の普及
- ★認知症サポーター、ささえ隊メイトの養成

【日常生活の工夫】

- ・出かけることは必要だと思うできれば楽しいところがいい
- ・家の中ばかりいてはいけない、散歩を心がけている
- ・地域の人とつながっていないとあとで困る
- ・書かないと忘れるから何でも書く

認知症になってからも出かけられる場を増やし、支えてくれる人とつながろう

- ★認知症カフェの拡充
- ★認知症の人と家族への一体的支援事業「なごもつと」の継続的な実施

本人・家族

- ・認知症になってもできることを実施し、周囲とつながりを持ちながら生活しましょう。
- ・困った時は、いつでも周囲に相談しましょう。

地域（市民・認知症サポーター・スーパー・銀行等）

- ・認知症について自分ごととして理解を深め、困っている人がいる時にはやさしい声かけを行いましょう。
- ・認知症の人や家族が参加しやすい場づくりを行いましょう。

地域包括支援センター・ケアマネジャー

- ・認知症に関する相談に応じます。
- ・ひとりひとりの生活に合わせた支援を本人や家族と共に考えます。

行政

- ・認知症の人や家族の視点に立ち、関係機関と連絡調整を行いながら、認知症に関する施策を推進します。
- ・認知症の理解を深めるため、広く普及啓発を行います。

令和8年度事業計画（拡充事業抜粋）

新しい認知症観について普及啓発

認知症の人や家族を温かい目でみまもり、理解を広めよう

新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。一人ひとりが「新しい認知症観」を自分ごととして理解することで、認知症への理解が広がり、認知症になってからも希望をもって過ごせる射水市へとつながります。広報やホームページ、いみずオレンジガイドブック（認知症ケアパス）、認知症月間等で普及啓発を図っていきます。

認知症カフェ開催場所の拡充

認知症になってからも出かけられる場を増やし、支えてくれる人とつながろう

認知症カフェは、認知症の人と家族、地域住民、医療・介護関係者など、誰もが集う場です。認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することができます。相談場所、居場所づくりとして、認知症カフェの開催場所を拡充し、認知症の人とその家族を支える取組を推進します。



難聴と認知症に関する普及啓発

認知症について正しい知識と理解をもち、認知症の人や家族をできる範囲で手助けしよう

認知症のリスクの一つとされる難聴について、普及啓発を行っていく必要があります。地域では耳の聞こえと認知症の関係についての講義や耳の聞こえのチェックリスト等を通して、地域住民に正しい知識と理解を深めていただき、早期発見・早期対応につながるよう出前講座を開催する予定です。また、地域包括支援センター職員や認知症ささえ隊メイトを対象に、難聴が認知機能に与える影響、適切な聞こえを維持することの重要性について研修会を開催する予定です。

令和7年度 認知症対応の状況

資料2

I 認知症に関する相談対応の状況

(1) 認知症に関する住民相談

	R5年度		R6年度		R7年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
新湊西包括	55	666	64	682	55	584
新湊東包括	58	506	59	566	68	702
小杉・下包括	85	356	94	439	58	544
小杉南包括	62	467	62	370	96	368
大門包括	92	457	80	316	98	372
大島包括			66	765	52	767
計	352	2,452	425	3,138	427	3,337



住民相談の内容により、困難な事例は包括支援センターと市地域福祉課で支援方針を検討

(2) 困難事例等の検討

	R5年度		R6年度		R7年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
対応件数	40	46	70	83	71	95



医療や介護につながらない方や中断している方、認知症の行動心理症状(BPSD)が顕著で対応に苦慮している方等は認知症初期集中支援チームでの対応を検討

(3) 認知症初期集中支援チーム対応状況

	R5年度	R6年度	R7年度
対応件数	2	2	3

R7年度対応者の状況

・年齢、性別の内訳

	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計
男性	0	0	1	1	0	2
女性	0	0	0	1	0	1
計	0	0	1	2	0	3

・相談者(延数)

内訳	件数
本人	0
家族・親族	1
警察	0
地域包括支援センター	2
介護保険事業所	0
地域住民	0
計	3

・相談内容(延数)

内訳	件数
認知症疾患の臨床診断を受けていない	3
継続的な医療サービスを受けていない	3
適切な介護サービスを受けていない又は中断	3
BPSDが顕著なため対応に苦慮している	2
計	11

・チーム員支援状況（延数）当該年度分のみ

内訳		回数
市・包括	訪問・面談	22
	親族との相談	13
サポート医	チーム員会議	3
	サポート医へ対応相談	6
	サポート医の訪問・往診	2
対 応	支援終了	2
	継続中	1

2 情報共有ツールを使用した多職種連携

(1) 認知症情報共有ツール・多職種連携票の使用

	R5年度	R6年度	R7年度
使用件数	72	50	47

相談機関（地域包括支援センター）より、医療機関へ情報共有ツール（認知症情報共有ツール・多職種連携票等）を使用し、認知症の人が医療機関を受診する際に、生活状況や困り事を相談する。医療機関からは、相談機関へ在宅生活における助言を行う。

(2) 射水市多職種連携支援システム（トリトラス）を活用した連携

	R5年度	R6年度	R7年度
認知症の人の新規連携者数	10	9	15

射水市多職種連携支援システム（トリトラス）を活用し、医療機関及び介護保険サービス事業所等が、認知症の人や家族の生活状況や思い、支援状況の書き込みを行う。

緊密な連携により認知症の人や家族の思いに寄り添い、円滑な支援が可能となっている。

3 認知機能検診受診結果及び事後支援状況

(1) 認知機能検診受診結果

（人）

検査内容	R5年度	R6年度	R7年度
①認知機能テストのみ	23	57	67
異常なし	20	40	45
認知症疑い	3	17	22
②認知機能テスト・MCIスクリーニング検査プラス	17	41	38
健常	3	5	14
MCIリスク低	10	17	12
MCIリスク中	0	15	10
MCIリスク高	4	4	2
合計（①+②）	40	98	105

認知機能テストの結果、MCIの疑いがある方へMCIスクリーニング検査（血液検査）を実施

令和7年度MCIスクリーニング検査プラス有リスク者のカテゴリー別リスクレベルの内訳 (人)

カテゴリー リスクレベル	栄養群			脂質代謝群			炎症・免疫群 ※1			凝固線溶群 ※2		
	良好	注意	要注意	良好	注意	要注意	良好	注意	要注意	良好	注意	要注意
健常	14	0	0	12	2	0	13	1	0	13	1	0
MCIリスク低	9	3	0	11	1	0	6	6	0	8	4	0
MCIリスク中	6	4	0	4	4	2	2	8	0	4	6	0
MCIリスク高	0	2	0	0	2	0	0	2	0	2	0	0
合計	29	9	0	27	9	2	21	17	0	27	11	0

※1 炎症・免疫群・・・体の炎症状態を反映するタンパク質と体の免疫力の主役となるタンパク質の量を測定

※2 凝固線溶群・・・あたまの中の血管損傷を防いだり、固まった血液を溶かす働きをする凝固線溶に関わるタンパク質の量を測定

(2) 地域包括支援センターによる事後支援

対象 ①認知症疑い ②認知機能テスト・MCIスクリーニング検査受診者

「(1) 認知機能検診受診結果」の内、網掛け部分  が対象

	R5年度	R6年度	R7年度
事後支援件数	20	58	59

内容 訪問・電話・来所により、受診状況の確認、生活上の困り事がないかを聞き取り、生活支援・助言、受診調整、要介護認定等のケアマネジメントを行う。

効果 認知症・MCIが疑われる段階からの専門職による早期介入により、適切な診断、継続的な受診、適切な介護サービスへの結び付けが可能となっている。

また、受診者や家族にとっては相談先が明確となり、円滑に相談をすることができる。

結果

	①認知症疑い	②認知機能テスト・MCIスクリーニング検査受診者	計
生活支援・助言等	12	27	39
要介護認定等ケアマネジメント	10	10	20
(再掲)			
要支援1・2	0	4	4
要介護1～4	10	6	16

4 認知症初期集中支援チーム員全体会議の開催

日時	方法・場所	出席者	内容
令和7年12月2日(火) 19時15分～20時45分	集合・射水市役所 3階 304会議室	チーム員 医師、認知症地域 支援推進員	(1) 射水市認知症初期集中支援チーム・認知機能検診実績について (2) 射水市認知症初期集中支援事業 研修会について (3) 意見交換

どこシルプラス事業 (みまもり事業)

認知症の人を地域でみまもり、行方不明になった際は、より早い発見・保護につなげます。

対象者 市内に住所があり、認知症により行方不明になる可能性のある在宅の方

費用 無料



このシールをつけて困っている方を見かけたら、優しく声をかけて、二次元コードを読みとってください。
⇒ ご家族へ発見通知がとどきます。



▲詳細はこちら

認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

認知症の人が偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合(他人に怪我を負わせた、他人の物を壊したなど)、これを補償する保険に市が加入するものです。

対象者 みまもり事業登録者など(要申請)



▲詳細はこちら

認知症カフェ

認知症の人やその家族、友人などが安心して過ごせる場所として、認知症カフェを開催しています。広報いみず「各種相談」のページや市公式LINEでお知らせします。どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。



認知症の人と家族が集う場 なごもっと

出合い、つながり、話して和む。自由に話したり相談したり…。その日に集まった人で「やりたい事をその日にやろう」を大切にしています。

対象者 市内に住所を有する認知症の方とご家族

参加費 無料

開催日時 毎月第4木曜日の14:00～15:30
※好きな時間にお越しください。

開催場所 救急薬品市民交流プラザ
1階キッチンスタジオ

★より身近な場所での「なごもっと」も開催しています。



▲詳細はこちら

認知症の人にやさしいお店

住み慣れた地域で自分らしい生活を続け、安心して外出や買い物ができるまちを目指すため「認知症の人にやさしいお店」登録事業を行っています。

登録方法



市内のお店・事業所

「認知症サポーター養成講座」を受講



「認知症の人にやさしいお店」ステッカー交付

あなたの未来に備えて、年に一度チェックしてみませんか 認知機能検診

軽度認知障害(MCI)は認知症の一手前の状態です。そのまま放置すると、5年で50%近くの人認知症に移行しますが、軽度認知障害(MCI)に気づき、生活習慣を改善することで10～40%は認知機能を元に戻すことができると言われています。

対象者 市内に住所を有する満65歳以上の方で、ものの忘れが不安な方
※医療機関で認知症の診断・治療を受けている方や介護認定を受けている方を除きます。

検診内容 ①認知機能テスト(15分程度の聞きとり)
②MCIスクリーニング検査プラス(血液検査)・医師が必要と認めた方に実施

検診料 無料
※認知機能テストの結果により、必要な検査を追加で実施する場合があります。その場合は医療保険が適用となり、費用は自己負担になります。

実施場所 右記の市内指定医療機関
(認知症サポート医が診察を担当します)

医療機関名	住所	電話番号(要予約)
矢野医院	本町一丁目13番1号	82-5150
赤江クリニック	堀岡310番地	86-1420
たかはし内科医院	三ヶ1028番地	55-5522
北林クリニック	戸破1704番地1	57-0008
真生会富山病院	下若89番地10	52-5515
太閤山病院	橋下条195番地	56-5460

自分の健康チェックとして毎年受けています!



認知症になってからも 希望を持って過ごせる射水市へ

各種申込み・問合せ先

地域福祉課 ☎51-6625 FAX51-6657

「新しい認知症観」を ご存じですか?

「新しい認知症観」とは、認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。



新しい認知症観 希望

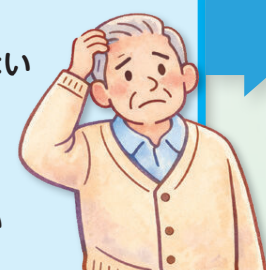
- ① 自分ごと、向き合う
- ② わかること、できることがたくさんある
- ③ 本人が決める(決められるように支援)
- ④ 地域の一員としてともに暮らす

本人視点



これまでの認知症観

- ① 他人ごと、なりたくない
- ② 認知症だと何もわからない何もできなくなる
- ③ 周囲が代わりに決める
- ④ 地域で暮らすのは難しい



認知症の知識や対応を学びませんか 認知症サポーター養成講座

日時・場所

- ① 5月30日(土)10:00～11:30
救急薬品市民交流プラザ 1階研修室
 - ② 6月5日(金)14:00～15:30
市役所本庁舎 302～304会議室
- ※①と②のどちらか1回

対象者 市内在住で、これまで受講したことがない方(各回定員40名程度)

参加費 無料

内容 認知症に関する基礎知識、認知症の方への接し方など

申込期間 5月1日(金)～29日(金)

※受講者には「認知症サポーターカード」と「オレンジちゃん缶バッジ」をお渡しします。



オレンジちゃん缶バッジ



▲申込はこちら

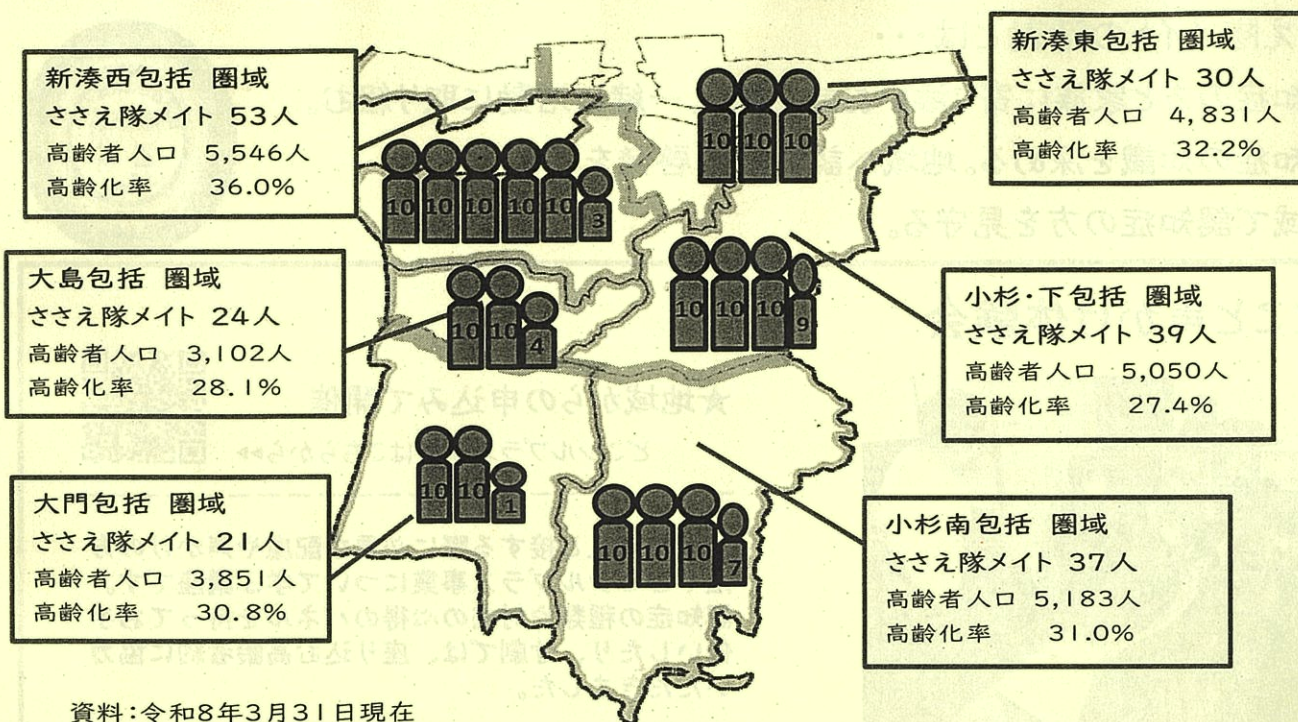
テレビ広報いみず
「認知症オレンジちゃんねる」みてね!



バックナンバーはこちら▶



地域包括支援センター圏域ごとのささえ隊メイトの現状



資料:令和8年3月31日現在

～お知らせ～

ボランティア活動保険に加入しています。活動中にケガや事故等ありましたら、射水市地域福祉課までご連絡ください。住所等が変更になった場合もお知らせください。

「いみずオレンジガイドブック(認知症ケアパス)」をご活用ください。

認知症の状態に合わせて受けられる射水市の医療・介護・福祉サービスなどをまとめたものです。最寄りの地域包括支援センター及び射水市地域福祉課に設置しています。必要な支援や相談を受けるためにご活用ください。



ささえ隊メイトの活動、認知症に関する相談先一覧

○射水市地域福祉課

射水市新開発410番地1 1階 ☎ 51-6625

○新湊西地域包括支援センター

射水市朴木211番地1 (特別養護老人ホーム射水万葉苑内) ☎ 83-7171

○新湊東地域包括支援センター

射水市七美882番地1 (軽費老人ホームケアハウス万葉内) ☎ 86-8739

○小杉・下地域包括支援センター

射水市大江333番地1 (特別養護老人ホーム大江苑内) ☎ 55-8217

○小杉南地域包括支援センター

射水市南太閤山3丁目2番地1 (小杉南福祉交流センターつな〜ぐ内) ☎ 56-8725

○大門地域包括支援センター

射水市中村20番地 (特別養護老人ホームこぶし園内) ☎ 52-0800

○大島地域包括支援センター

射水市小島700番地1 (大島コミュニティセンター内) ☎ 52-8050

ささえ隊メイトだより No.5

令和8年6月
射水市地域福祉課発行

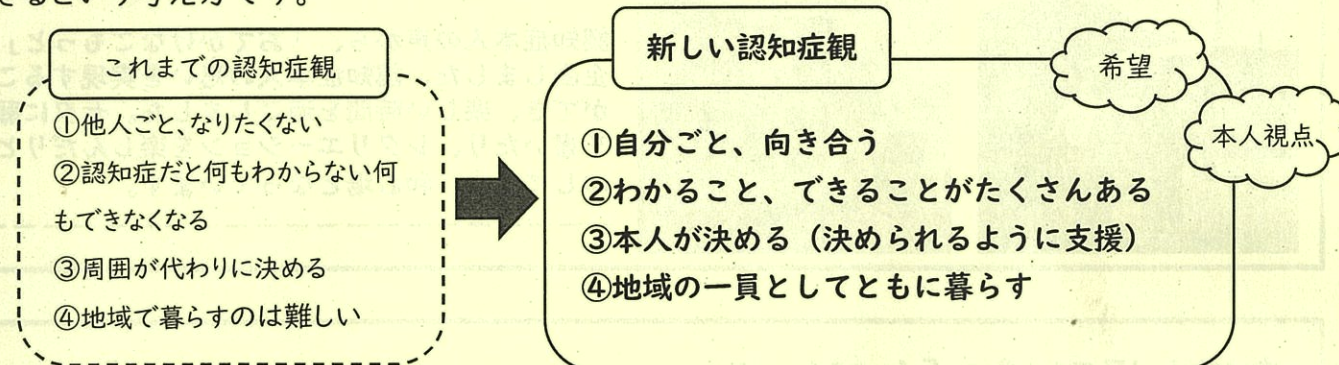


この「ささえ隊メイトだより」は、平成29年度から開催している「ステップアップ講座」を受講された「ささえ隊メイト」の方へお送りしています。

令和7年度の「ささえ隊メイト」の活動をまとめました。「認知症になってからも希望を持って過ごせる射水市」を目指し、地域で活動の輪を広げていきましょう。

『新しい認知症観』をご存じですか

「新しい認知症観」とは、認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。



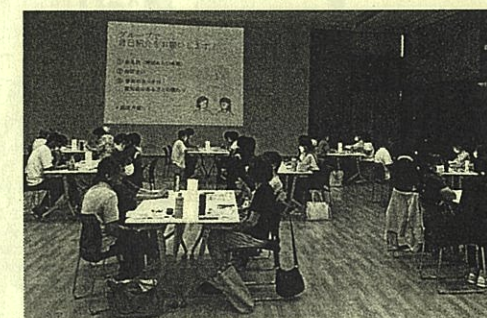
射水市全体の活動

ささえ隊メイト研修会

日程: 令和7年8月4日
内容: 認知症世界の歩き方カレッジ
会場: 救急薬品市民交流プラザ

・研修会に参加しての学び(研修の感想)

- 認知症本人の視点を学ぶ機会となった。
- 認知症の方の心の不安や生きづらさを学ぶことができた。
- 認知症の方が楽しんだり、挑戦したりすることを支援したい。



ステップアップ講座での活動発表

日程: 令和7年11月18日 会場: 射水市役所

・新湊西包括圏域

なごもっとの協力について報告しました。なごもっとのささえ隊メイトとしての関わりについて、活動を通して感じていることを紹介しました。



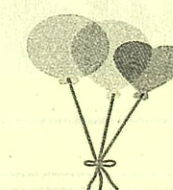
・新湊東包括圏域

認知症サポーター養成講座やなごもっとの協力について報告しました。受講者がささえ隊メイトとして、自分ができる活動は何かを考えていただく機会となりました。



・大門包括圏域

認知症月間のPR活動について報告しました。メイト交流会での話し合いでR7年度のテーマを「MCI 検診」とし、地域での認知症ミニ講座、薬局での啓発など活動を紹介しました。



令和7年度

地域でのささえ隊メイトの活動紹介



認知症の人と家族が集う場 「なごもっと」



★救急薬品市民交流プラザ
毎月第4木曜日に開催

Good day
with
なごもっと

認知症本人の声から、「おでかけなごもっと」を企画しました。認知症本人の思いを実現することができ、楽しい時間を過ごしました。七夕に願いを書いたり、レクリエーションを楽しんだり安心して集い、和む場となっています。

ささえ隊メイトの活動とは・・・

- 認知症の方と家族に寄り添いお話を聞く、一緒に活動に取り組む。
- 認知症の知識を深める。地域へ認知症の啓発をする。
- 地域で認知症の方を見守る。



ひとこと声かけ体験会



★地域からの申込みで開催

どこシルプラス事業はこちらから▶▶



認知症の人と接する際に必要な配慮や声かけの方法やどこシルプラス事業について学ぶ講座です。認知症の種類や対応の心得のパネルを持ってお手伝いしたり、寸劇では、座り込む高齢者約に協力いただきました。

身近な場所での「なごもっと」



★各地域包括支援センター圏域
不定期に開催

金胎寺、吉田家住宅、ニューモンブランなどお住まいに近い身近な場所での「なごもっと」を開催しました。参加者同士、家族同士での交流を行いました。ささえ隊メイトが認知症の方と一緒に参加もされました。

認知症オレンジちゃんねる



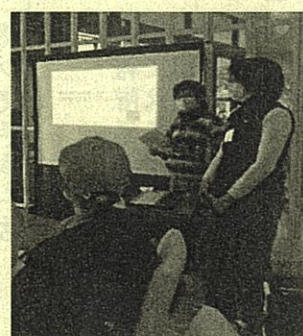
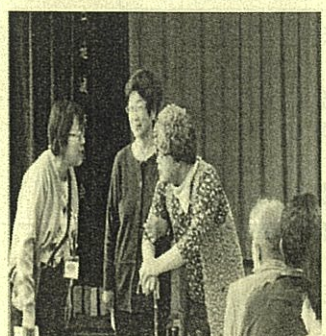
★ケーブルテレビで放映

過去の放送はこちらから▶▶



認知症の初期症状と対応方法等について、寸劇を交えケーブルテレビで紹介しています。令和7年度は認知機能の低下を防ぐ生活習慣をテーマに、栄養や睡眠についての寸劇に出演、認知症予防について啓発を行いました。

認知症サポーター養成講座



★地域やスーパー、小・中学校からの
申込みにて開催

寸劇に参加し、笑顔で声かけをすることを心がけていることを地域の方へ伝えました。また、認知症についてのポイントをクイズを通して従業員の方に理解していただきました。

ささえ隊メイト交流会



★各地域包括支援センター圏域
年1回開催

カードゲームを通してACPIについて考えたり、認知症オレンジちゃんねるで放送された「ささえ隊メイトの活動紹介」を観て、学びを深めました。ささえ隊メイト同士の情報交換の場となっています。

ちいききょうせい いみず地域共生プラン

ちゅうかんみなお ばん — 中間見直し版 —

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和8年度～令和12年度

だい 2 じ いみずし ちいき ふくし けいかく
第2次射水市地域福祉計画
だい 3 じ いみずし ちいき ふくし かつどう けいかく
第3次射水市地域福祉活動計画
いみずし じゅうそうきしえんたいせいせいびじぎょうじっしけいかく
射水市重層的支援体制整備事業実施計画
いみずし にんちしょう しさく すいしん けいかく
射水市認知症施策推進計画
いみずし せいねんこうけんせいどりようそくしん きほん けいかく
射水市成年後見制度利用促進基本計画
いみずし さいはん ぼうし すいしん けいかく
射水市再犯防止推進計画



ささ あ 支え合いのまちをつくるためには？

だれ もが す な ちいき い も じぶん く
誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくためには、ちいきじゅうみん ささ あ
地域をともに築っていくことが大切です。

しみん み わたし ちいき すがた 市民アンケートから見た私たちの地域の姿



ちいき ささ あ ひつよう おも しみん
地域の支え合いが必要だと思う市民

91.6%

たが き も ちいきぜんたい
お互いさまの気持ちを地域全体
ひろげていきましょう。



ちいきかつどう さんか
地域活動やボランティアに参加して
しゃかい やく た しみん
社会の役に立ちたい市民

43.0%

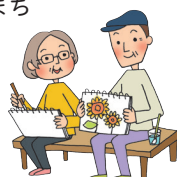
かつどう かん じょうほう とど たよう
活動に関する情報を届け、多様なつながりをつく
り、一緒に活動する仲間を増やしましょう。



にんちしょう ひと じぶん く
認知症の人が自分らしく暮らせるまち
かん しみん
とを感じる市民

43.0%

なお、47.9%は「そう思わない」と回答



にんちしょう ただ ちしき りかい ふか いりよう
認知症について正しい知識と理解を深め、医療・
かいご てきせつ りよう
介護などのサポートを適切に利用しましょう。



ぎょうせい じゅうみん きょうりよく ふくしかだい
行政と住民が協力して福祉課題に
とく かんが しみん
取り組むべきと考える市民

61.1%

ふくし じょうほう ちいき きょうゆう こま
福祉サービスなどの情報を地域で共有し、困った
とき そうだんさき
時の相談先をわかりやすくしましょう。



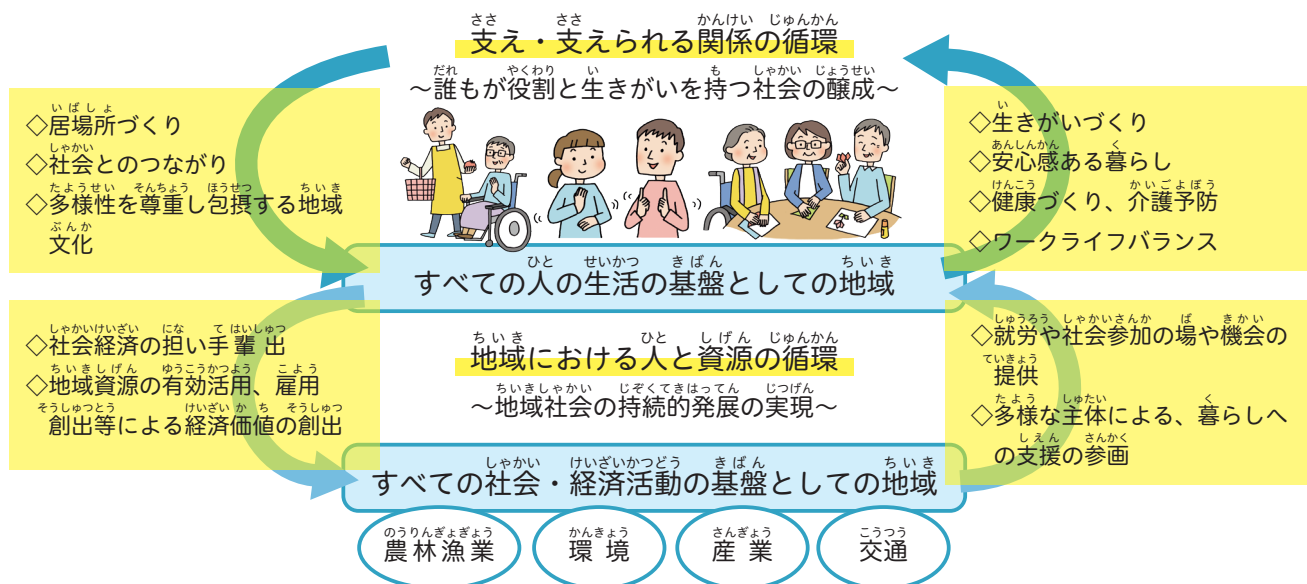
けいかくさくてい はいけい 計画策定の背景

しょうしこうれいか かぞくきのう ぜいじゃくか
少子高齢化や家族機能の脆弱化などにより、ひきこもりや 8050 問題など地域課題が複雑化し、人口
げんしょう
減少やライフスタイルの多様化によって住民同士のつながりが希薄化、孤立や困窮が深刻化しています。

こうした状況の中、本市では誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことが
できるよう、地域住民が支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を一層
深化するため、令和 3 年に策定した「いみず地域共生プラン」の中間見直し版を策定しました。

ちいききょうせいしゃかい 「地域共生社会」とは？

せいど ぶんや たてわ ささ て う て かんけい こ ちいききょうみん ちいき たよう しゅたい
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が
『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひと
りの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであります。



じじょ ごじょ きょうじょ こうじょ かが かた 自助・互助・共助・公助の考え方

みづか せいかつ ささ けんこう い じ じじょ きほん みぢか ひどうし ささ あ ごじょ せいかつじょう
自らの生活を支え、健康を維持する「自助」を基本として、身近な人同士で支え合う「互助」、生活上の
リスクを相互に分散し合う「共助」がこれを補完し、自助や互助、共助では対応できない困窮などの状況に対
し必要な生活保障を行う公的扶助などを「公助」として位置づけます。

「地域共生社会」の実現には、自助・互助・共助・公助をバランス良く組み合わせることが重要となります。

じじょ 自助

す な ちいま く
住み慣れた地域で暮らす
ため、自分たちの日常
生活における課題は、
自発的に解決すること

ごじょ 互助

ちいま く ひと
地域で暮らす人たちが
隣近所や地域のつながり
で助け合い、支え合い、
課題を解決すること

きょうじょ 共助

けんこうほけん ねんきん かいご
健康保険や年金、介護
保険制度及びサービスな
どの社会保障制度等の
制度で支え合うこと

こうじょ 公助

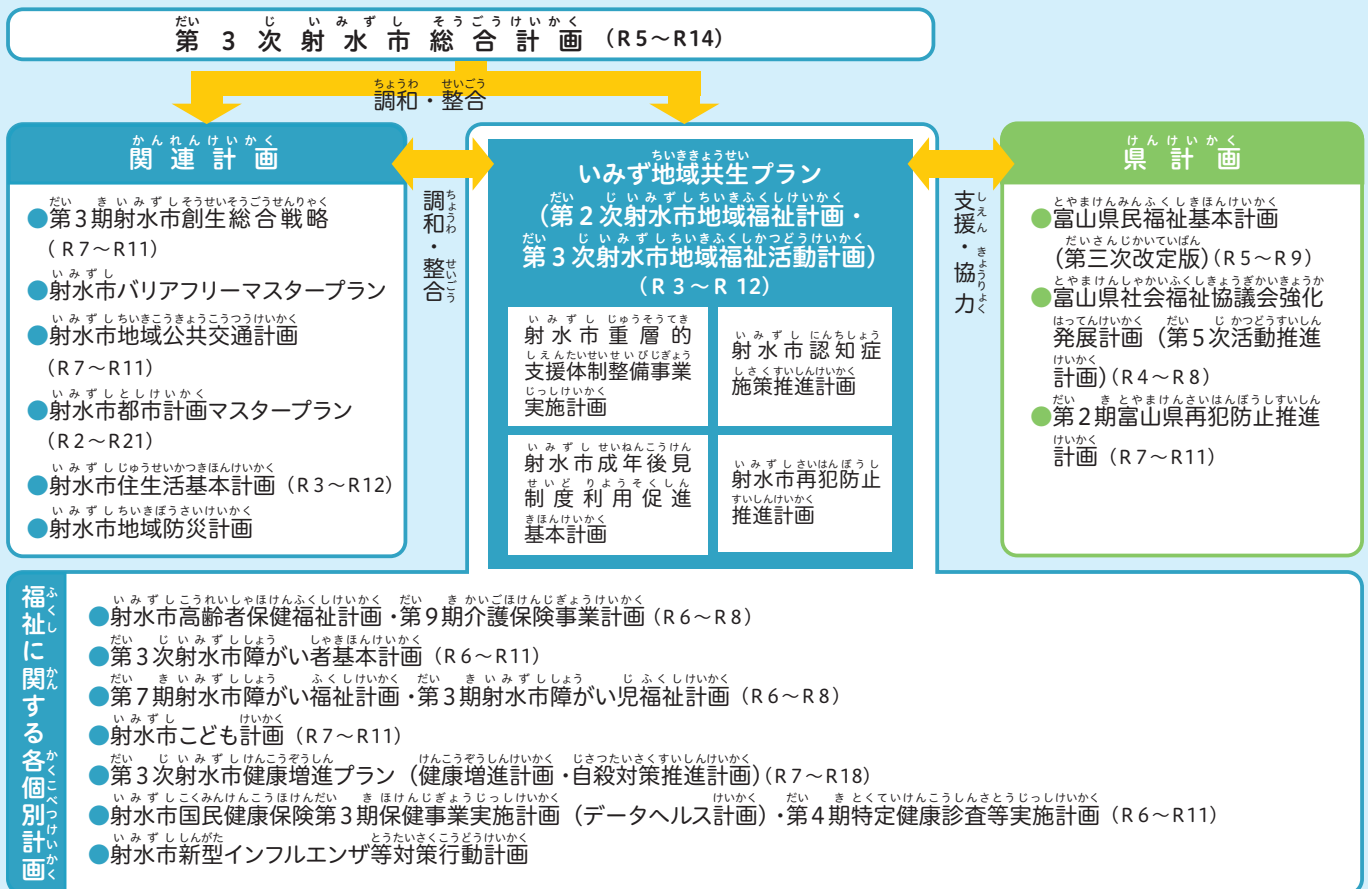
じじょ ごじょ きょうじょ かいけつ
自助、互助、共助で解決
することができない課題
に対して、行政サービス
が対応すること

計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第3次射水市総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、高齢者、障がい者、子ども、健康など、福祉分野における個別計画の上位計画となっています。

また、市が策定する「射水市地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「射水市地域福祉活動計画」の2つの計画は、基本理念や目標を共有するなど、いわば「車の両輪」であり、本計画において一体的に策定しました。

さらに、「射水市重層的支援体制整備事業実施計画」「射水市認知症施策推進計画」「射水市成年後見制度利用促進基本計画」「射水市再犯防止推進計画」は地域福祉の推進と関係が深いので、本計画の中にその内容を含めるものとし、地域福祉と関連する分野の取組と連動させて推進していきます。



基本理念

みんながつながり支え合う
笑顔でいきいき暮らせるまち 射水

本計画では、上記の基本理念のもと、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく笑顔で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を目指します。



ともに支え合う人づくり

ちいきかつどう にな て
地域活動の担い手を
ふ
増やすにはどうしたら
よ
良いだろう…

じゅう みる の こゑ
住民の声



ちいきぎょうじ
地域行事が
と だ
途絶えてしまうことが
ふ あん
不安です。

基本目標1に取り組み、こんなまちを目指します！

“お互いさま”の気持ちで、誰もが地域で支え合う心を育んでいる

「地域共生社会」の実現に向けて大切なのは、「支える人」と「支えられる人」に分かれるのではなく、誰もが「支え合い、支えられる側」となることです。多様な人が暮らす本市では、住民一人ひとりが状況や個性を尊重し、“お互いさま”の気持ちで、地域全体に支え合う心が育まれているまちを目指します。

施策の方向1 地域福祉活動の担い手の育成・確保

- ① 地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援
- ② 民生委員・児童委員活動の環境整備
- ③ 福祉教育の推進・福祉意識の醸成
- ④ 地域振興会等自治組織との連携・協働
- ⑤ ボランティア・NPO活動の推進

取
組
み
事
例

③ 福祉教育の推進・福祉意識の醸成

小・中学校で「いじめをなくす射水市民五か条」や「射水市子ども条例」を周知するなど、道徳や集会の時間を通して、人権・福祉教育を推進しています。さらに、総合的な学習の時間を活用し、ボランティア活動などの体験学習にも取り組んでいます。

また、誰もが生活課題を抱える人に寄り添い、ともに生活していくため互いに支え合う役割を担っているという意識の醸成に努めます。



施策の方向2 福祉人材の育成

- ① 人材の確保・育成・定着支援
- ② 福祉の仕事の魅力発信

安心して暮らせる地域づくり

地域のつながりが
年々薄くなっている
ように感じます。



運転免許証を
返納した後の移動
手段が心配です。

基本目標2に取り組み、こんなまちを目指します！

多様な人がつながり合い、支え合い、安心して暮らしている

安心して暮らせる地域づくりには、住民が主体となり、互いに支え合える環境を整えることが大切です。本市で活動する団体等を支援し、それぞれが活動しやすい基盤を築いていきます。あわせて、地域の交流や居場所を大切にしながら、多様な人が安心して暮らせるまちを目指します。

施策の方向1 住民主体の活動環境の整備

① 地域支え合いネットワーク事業の推進

② ケアネット活動の推進

取り組み事例

① 地域支え合いネットワーク事業の推進

地域のひととひと、ひとと資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、こどもから高齢者まで見守りが必要な方たちを、「困ったときはお互いさま」の気持ちで、助け合い・支え合いができる地域づくりを推進しています。



施策の方向2 地域の交流の場や居場所の整備

① 多様な居場所の充実

② 地域での交流の促進

施策の方向3 権利擁護の推進

① 成年後見制度の利用促進

② 虐待及びDV防止対策の推進

③ 差別・偏見の解消

施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

② 住民の移動手段の確保

施策の方向5 災害時の支援体制の整備

① 避難行動要支援者支援制度の推進

② 災害に備えた地域環境の整備

自分らしく生活できる仕組みづくり

こま とき
困った時に、どこに
せうだん よ
相談すれば良いのか
わかりません。



こま
いくつもの困りごとを
かか く
抱えて暮らしている
ひと しんばい
人がいて、心配です。

基本目標3に取り組み、こんなまちを目指します！

こま だれ し く
困ったときに誰もがどこかにつながる仕組みがあり、
その存在がみんなに行き届いている

ちいききょうせいしゃかい じつげん む く すす じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう ほんし と く
地域共生社会の実現に向け、国が進める「重層的支援体制整備事業」に本市も取り組んでいます。
こんご そうだんしえんたいせい じゅうじつ ぶんや こ れんけい すす しゅうち おこな だれひとり と のこ
今後も相談支援体制の充実や分野を超えた連携を進め、周知を行うことで、誰一人取り残さないま
ちを目指します。

施策の方向1 多様な課題に対応する支援体制の構築

① 包括的な相談支援体制の整備
④ 更生支援の推進

② 生活困窮者の自立支援

③ 制度の狭間にいる人への支援

取組事例

① 包括的な相談支援体制の整備
ちいき ほうかつしえん しょう しやきかん そうだん
地域包括支援センターや障がい者基幹相談
しえん せうごう そうだん
支援センター、ふくし総合相談センターすてっ
ぶ等の相談支援機関が、相談者の世代や属性
とを問わず、どの分野の相談でも包括的に受け
とめ、関係機関と連携し支援しています。



困りごとを抱える地域住民	
相談	
地域包括支援センター	子ども家庭センター
障がい者基幹相談支援センター	子ども子育て総合支援センター
障がい者地域活動支援センター	ふくし総合相談センターすてっぶ



施策の方向2 福祉分野以外との連携

① 農業・商業と福祉の連携

② 多様な主体の参画促進

施策の方向3 福祉サービス事業者への支援

① 地域における公益的な取組の推進

② 事業者の参入促進・育成支援

③ 市社会福祉協議会の機能強化

重層的支援体制整備事業実施計画

施策の方向4 いみず・みんなで・つながって（good）事業の推進

① 庁内の部局横断的な連携体制の整備

② 重層的支援体制整備事業の推進

いみず地域共生プランに含まれる計画

認知症施策推進計画

認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方（新しい認知症観）を『自分ごと』として理解することで、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。



- ① 認知症に関する理解促進・本人発信支援
- ③ 認知症予防の推進

- ② 認知症の人とその家族を支える取組の推進
- ④ 早期発見・早期対応を支える体制づくり

成年後見制度利用促進基本計画

判断能力が十分でなくなったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、本人の意思に沿った支援を行えるよう、市民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携を進めることで、市民一人ひとりの意思決定が尊重され、みんなが安心して暮らせる“地域づくり”を進めます。



- ① 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上
- ② 権利擁護支援の地域ネットワークの構築
- ③ 権利擁護支援への多様な主体の参加と地域づくりの推進

再犯防止推進計画

貧困や厳しい成育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える犯罪や非行をした人等が、社会復帰後に地域社会で孤立することがないように、再犯防止の推進に向けて様々な団体や関係機関と連携するとともに、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行い、誰もが自分らしく生活できる“仕組みづくり”を進めます。



- ① 再び犯罪に手を染めさせない環境づくり

- ② 犯罪をした者等の更生を支援する取組の推進

こまったときはご相談ください！

高齢者

ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター

いつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるよう、高齢者本人はもとより、家族や地域の人などが様々な相談ができる総合相談窓口として、地域包括支援センターを市内6か所に設置しています。

新湊西 0766-83-7171 (朴木 211-1)
新湊東 0766-86-8739 (七美 882-1)
小杉・下 0766-55-8217 (大江 333-1)
小杉南 0766-56-8725 (南太閤山 3丁目 2-1)
大門 0766-52-0800 (中村 20)
大島 0766-52-8050 (小島 700-1)

障がい

しょうしゃきかんそうだんしえん 障がい者基幹相談支援センター（あいネットいみず）

障がいのある方が、地域で自分らしく安心して暮らせることを目的に市内の地域活動支援センターと連携を取りながら、総合的かつ専門的な相談支援を行っています。

0766-50-8402 (七美 727)

しょうしゃちいきかつどうしえん 障がい者地域活動支援センター

障がいのある方が気軽に相談でき、日中の様々な活動や社会との交流を促進するための事業を、市内4か所で実施しています。障がい者やその家族、地域の人などから、福祉サービスの利用、日常生活、就労・進路に関する相談支援のほか、事業所ごとに楽しい活動を企画しています。

あいネットいみず 0766-50-8402 (小島 703)
ふらっと 0766-56-6661 (太閤町 4)
つどい 0766-55-4110 (三ヶ 3721-8)
むげん 0766-52-1737 (棚田 59)

ひきこもり

そうごうそうだん ふくし総合相談センター すてっぷ

市社会福祉協議会内に設置されている、各種相談事業（生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、日常生活自立支援、生活福祉資金貸付）が一つになった、ワンストップ型の相談窓口です。

0766-55-5203 (戸破 4200-11)

こども

かてい こども家庭センター

妊娠・出産・子育て・家庭のことに関する総合相談窓口です。こども家庭センターでは、妊娠期から子育て世代への一体的な支援を行うため、専門の資格を持つ職員（保健師、社会福祉士、公認心理師、虐待対応専門員等）が専門的な視点で、支援が必要な方に寄り添います。

0766-51-6671 (新開発 410-1)

こそだ そうごうしえん 子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）

子育て支援を行う総合支援施設として、子育て支援センターやこども発達相談室、幼児ことばの教室において、子育てやこどもの発達に関する相談・支援を行っています。

子育て支援センター 0766-52-7410 (二口 1081)
こども発達相談室 0766-52-7415 (二口 1081)

相談先に迷ったとき

いみずしちいきふくしか
射水市地域福祉課

0766-51-6625

いみずししやかいふくしきょうぎかい
射水市社会福祉協議会

0766-55-5202

計画の全体版は市ホームページからご覧ください！

いみず地域共生プラン

検索

いみず地域共生プラン ー中間見直し版ー

概要版 令和8年4月発行

射水市福祉保健部地域福祉課
とやまけん いみず しんかいほつ
富山県射水市新開発 410 番地 1

TEL 0766-51-6625

射水市社会福祉協議会
とやまけん いみず しひばり
富山県射水市戸破 4200 番地 11

TEL 0766-55-5202

第5章

認知症施策推進計画

.....



第5章は、認知症の人やその家族を支えるための地域づくりに向けた取組についてまとめています。

- 1 計画の策定に当たって
- 2 認知症施策をとりまく現況と課題
- 3 施策の展開

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨と背景

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症高齢者数は増加しています。厚生労働省の推計によれば、令和 22 年には認知症高齢者が約 584 万人、軽度認知障害（MC I）※高齢者が約 613 万人となり、高齢者の約 3 人に 1 人が認知症または軽度認知障害（MC I）になると見込まれています。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、地域全体での支え合いが不可欠です。こうした状況を踏まえ、国は令和 5 年 6 月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法を制定し、令和 6 年 1 月に施行しました。同法は、認知症の人を含むすべての市民が個性と能力を発揮し、互いに尊重し合いながら共生社会の実現を目指すことを目的としています。

本市ではこれまで、令和 6 年 3 月に策定した「射水市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」において認知症施策を展開してきましたが、認知症基本法の趣旨を踏まえ、「共生社会」の実現に向けた取組を進めるに当たっては、現在取り組んでいる認知症施策を踏襲しつつ、「新しい認知症観」に立ちながら、より具体的な取組を推進していく必要があります。そのため、本計画において「射水市認知症施策推進計画」を新たに策定し、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中にある各種関連施策と連動しながら、認知症の本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会に向けた取組を総合的・計画的に進めていきます。

(2) 計画の位置づけ

「射水市認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（第 13 条）の規定に基づき、認知症の人やその家族が自分らしく暮らし続けるための取組の方向性を示すものです。策定に当たっては、本市における地域福祉計画・地域福祉活動計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

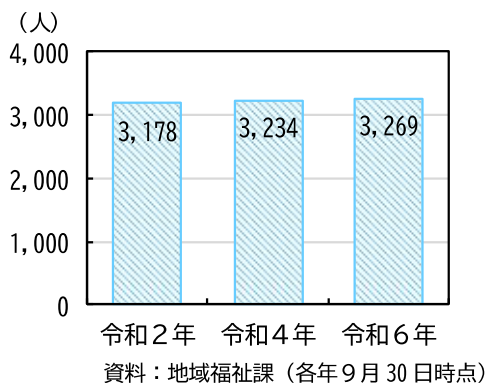
2 認知症施策をとりまく現況と課題

(1) 認知症高齢者に関する状況

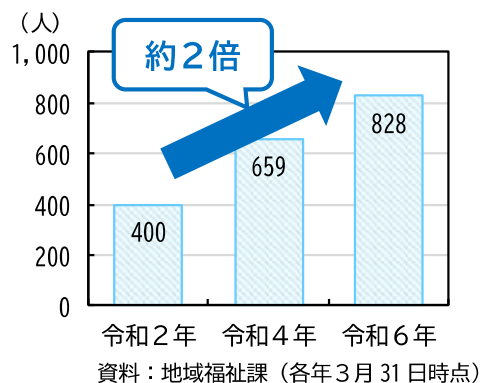
認知症高齢者数は増加しており、令和6年で3,269人となっています。

認知症サポーター養成講座の参加者数は増加しており、令和6年の参加者数は令和2年の2倍以上となっています。また、認知症サポーターの累計数は、令和6年で16,909人となっています。

■認知症高齢者数の推移



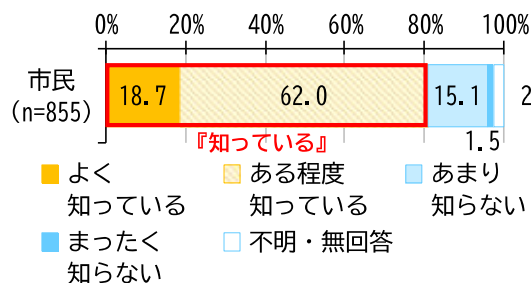
■認知症サポーター数(参加者数)の推移



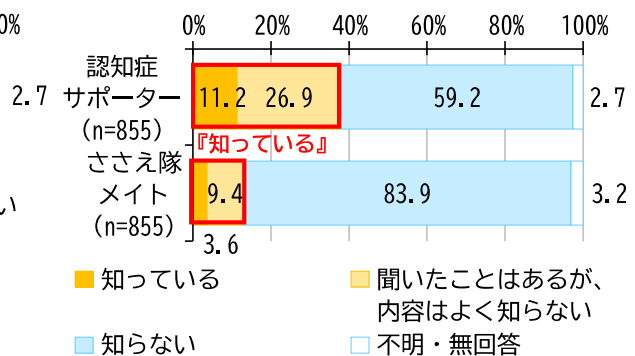
(2) 認知症に関する市民の意識の状況

認知症に関して『知っている』と回答した住民が約8割となっています。また、認知症サポーターの認知度は約4割、ささえ隊メイトの認知度は約1割となっています。いずれの項目においても、年齢が上がるほど『知っている』の割合が低くなっています。

■認知症に関してどの程度知っているか
(市民アンケート調査)



■認知症サポーター・ささえ隊メイトの認知度
(市民アンケート調査)



認知症になってからも暮らしやすい社会を築くためにできることとして、「認知症について正しい知識や理解を持つ」が最も高くなっています。その他、日常生活における見守り支援に関する項目が上位に挙げられています。

■認知症になってからも暮らしやすい社会を築くために、あなたができると思うこと（上位5位）
（市民アンケート調査）

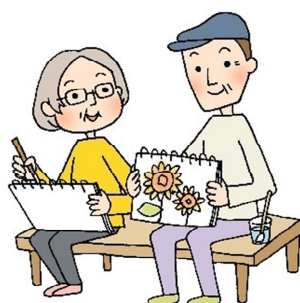
市民（n=855）	
1 認知症について正しい知識や理解を持つ	63.5%
2 道に迷ったり、困っているところを見かけたら、声かけや警察等への連絡をする	52.6%
3 日常生活の中で、見守りや安否確認をする	42.6%
4 孤立しないよう、あいさつや声かけを心がけたり、話し相手や相談相手になる	36.4%
5 ちょっとした買い物やゴミ出しの手助け、地域の集まりや活動の参加に、配慮する	16.8%

3 施策の展開

（1）基本目標

安心して暮らせる地域づくり

自分らしく生活できる仕組みづくり



誰もが認知症になり得る中において、市民一人ひとりが認知症への正しい知識を持ち、「認知症は自分にも関係がある『自分ごと』」として考えることが求められています。

認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方（新しい認知症観）を『自分ごと』として理解することで、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

射水市認知症施策推進計画に係る指標



指標名	策定時 (R1)	現状値 (R6)	最終目標 (R12)
認知症サポーター養成者累計人数	—	16,909 人	20,000 人
ささえ隊メイト累計人数	—	191 人	300 人
認知症カフェ設置数	—	2 か所	15 か所

(2) 具体的な取組

施策① 認知症に関する理解促進・本人発信支援

— 市が取り組むこと —	
認知症への正しい理解の啓発	認知症に関する正しい知識と理解を普及し、認知症の人の尊厳を損なうことなく、地域住民すべてが適切な対応ができる「認知症になっても安心して暮らせるまち」をつくるため、地域住民や学校・企業を対象に「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催します。
	「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、認知症の人とその家族に寄り添い、地域での認知症に関する活動に取り組む身近な応援者である「ささえ隊メイト」を養成し、研修会や交流会等の開催を通して、地域に根差した活動を支援します。
	認知症の人と接する際に正しい知識や必要な配慮を理解するための「ひとこと声かけ体験会」や認知症・軽度認知障害（MCI）についての正しい知識の普及と認知機能の低下に早い段階で気づき、適切な早期相談ができるように「脳いきいき健康講座」など出前講座を開催し、「新しい認知症観」の普及を促進します。また、認知症月間などにおける企画展示やキャンペーン、民間企業と連携した普及啓発活動に取り組みます。
本人からの情報発信の支援	認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になってからも希望をもって暮らすことができる姿等を、市の各種事業や広報媒体等、多様な方法による発信ができる機会を支援します。

施策② 認知症の人とその家族を支える取組の推進

— 市が取り組むこと —	
認知症の人やその家族等が主体的に参加できる場づくり	認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することが可能であることから、認知症カフェの開催や認知症の人と家族への一体的支援事業（なごもっと）の実施など、家族への支援体制を充実します。
相談支援の充実	認知症に関する相談ができるように、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員（認知症ささえ隊）※を配置し、相談しやすい窓口の環境づくりを支援します。各種事業や関係機関等と連携し、「いみずオレンジガイドブック（認知症ケアパス）」を積極的に活用し、相談窓口の普及啓発を図り、相談先や受診先の利用方法等について周知を行います。

— 市が取り組むこと —	
チームオレンジ活動の整備 【新規】	認知症地域支援推進員、ささえ隊メイトが中心となり、認知症の人とその家族への見守りや相談など支援ニーズに合った具体的な支援につなげる体制を整えます。
認知症の人の意思決定支援	「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について、多職種での研修等を通して、活用促進を図ります。 市民向けの講演会など普及啓発事業を通じ、認知症の人にわかりやすい形で意思決定支援等に関する情報提供の促進を図ります。
医療・福祉サービスの体制整備	介護支援専門員のケアプランを振り返り、日頃のケアマネジメントにおいて困難な事項等を話し合い、介護支援専門員の支援を行います。 認知症サポート医や専門職（保健師、社会福祉士等）で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対して相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。 支援が困難なケースに対し、多職種や地域の支援者等により具体的な支援方法を検討することにより、必要な医療・介護の提供が可能となる体制整備を推進します。
認知症の人の安全・安心対策	市内の事業所等が認知症に対する理解を深め、「認知症の人にやさしいお店」として登録することで、認知症になっても安心して外出できる地域づくりを行います。 認知症により行方不明になった高齢者の早期の発見及びその家族等の精神的負担の軽減を図るため、みまもり事業（どこシルプラス事業）において、二次元コードを利用して認知症等により行方不明高齢者等を早期に発見できるよう、地域の見守り体制を構築します。 認知症の人が日常生活での偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合に補償する保険に市が加入する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業により、本人と家族の地域での安心した生活を支援します。
若年性認知症への取組	富山県若年性認知症コーディネーターと連携し、若年性認知症相談・支援を行います。

施策③ 認知症予防の推進

「認知症の予防」とは、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

— 市が取り組むこと —	
認知症予防教室や講座の開催	生活習慣病の予防や社会参加は認知症予防に効果が期待できることから、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上など、健康づくりや介護予防に資する教室を地域の集いの場やコミュニティセンター等で開催します。
地域ぐるみの介護予防活動の支援	サロン活動やきららか射水 100 歳体操を継続して実践するグループづくりの支援を行い、歩いて行ける身近な場所で誰でも参加でき、週 1 回程度集まる住民主体の集いの場の普及や地域支え合い講演会、研修を通じてボランティア（住民サポーター）の養成を図るなど、地域の主体的な介護予防活動を支援します。

施策④ 早期発見・早期対応を支える体制づくり

— 市が取り組むこと —	
認知症相談体制の整備	地域包括支援センターの認知症地域支援推進員（認知症ささえ隊）が、もの忘れや認知症に対する相談や適切な情報提供を行い、不安の軽減・早期発見・早期治療につなげます。
支援者連携の推進への支援	認知症サポート医や専門職（保健師、社会福祉士等）で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対し相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。 多職種や地域の支援者等による個別事例会議において具体的な支援方法を検討し、地域のネットワークを構築します。
認知機能検診及びフォローアップ体制の推進	軽度認知障害（MCI）を早期に発見することを目的に、認知症サポート医が認知機能検診を実施し、その検診結果に基づき、地域包括支援センターが受診者へ訪問等による面談や電話でモニタリングを行うなど、関係機関が連携する体制を整備します。

— 市社会福祉協議会が取り組むこと —	
日常生活自立支援事業の周知	判断能力が不十分な人の権利擁護支援である日常生活自立支援事業の周知に取り組み、認知症の人の権利擁護を促進します。

○射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱

平成29年4月17日

告示第153号

改正 令和6年1月1日告示第15号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第6号の規定に基づく認知症の人及びその家族(以下「認知症の人等」という。)に対する初期支援を包括的かつ集中的に行う射水市認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)の設置及び活動内容等について検討し、支援チームの円滑な運営に資するため、射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援チームの設置及び活動内容等の検討に関すること。
- (2) 認知症に関する関係機関との連携に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、委員は射水市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱(平成29年射水市告示第149号)第4条に規定する射水市在宅医療・介護連携推進協議会(以下「協議会」という。)の委員と兼ねることができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護サービス提供事業者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を進行する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が委員会の会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- 3 委員会の会議は、協議会の会議と同日に開催する。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則(令和6年1月1日告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。

○射水市認知症初期集中支援チーム設置要綱

平成29年5月15日

告示第154号

改正 令和5年3月31日告示第86号

(設置)

第1条 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行い、もって自立支援のサポートを行うため、射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱(平成29年射水市告示第153号)第1条の規定に基づく射水市認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において訪問支援対象者とは、原則として、射水市内に在住の40歳以上の者であって、かつ認知症が疑われる者又は認知症の人で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者又は中断している者で次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(業務内容)

第3条 支援チームは、次に掲げる業務を行う。ただし、市長は、第4条第2項又は第3項の規定を満たす者が所属する事業所に、業務の一部を委託することができる。

- (1) 訪問支援対象者の把握、情報収集、観察及び評価
- (2) 訪問支援対象者への初回訪問時における本人又は家族への支援
- (3) 支援チーム員会議の開催
- (4) 訪問支援対象者への初期集中支援(以下「初期集中支援」という。)の実施
- (5) 初期集中支援実施中の情報の共有
- (6) 初期集中支援終了後の引継ぎ及びモニタリング

(7) 記録等の保管

(8) 射水市認知症初期集中支援チーム検討委員会への報告

(構成員)

第4条 支援チームは、次項に掲げる要件を満たす専門職員及び本条第3項に掲げる要件を満たす専門医の計3人以上により構成する(以下「チーム員」という。)。ただし、専門医にあつては1人とし、専門職員にあつては2人以上とする。

2 チーム員のうち、専門職員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 保健師、看護師、社会福祉士及び介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

(2) 認知症ケア若しくは在宅ケアの実務又は相談業務等に3年以上携わった経験がある者

(3) 国が行う認知症初期集中支援チーム員研修を受講した者又は研修を共有した者

3 チーム員のうち、専門医は、公益財団法人日本老年精神学会若しくは一般社団法人日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とする5年以上の臨床経験を有する医師で、認知症サポート医である者とする。ただし、次に掲げる要件を満たす者であつて、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 公益財団法人日本老年精神学会若しくは一般社団法人日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とする5年以上の臨床経験を有する医師で、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者

(2) 認知症サポート医で、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有する者
(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)

(チーム員の役割)

第5条 チーム員のうち、専門職員は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察及び評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

2 チーム員のうち、専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し、及び相談に応じる。

(個人情報の保護)

第6条 チーム員及びその他事業に従事する者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を遵守するとともに、本業務に関して収集した個人情報の保護及びプライバシーの尊重に万全を期すものとし、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援チームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第86号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。